

調達公告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年 2月 2日

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社
理事長 田村 満男

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

天神川流域下水道天神浄化センターで使用する電気の供給

使用予定電力量（高圧による供給期間総計） 3,360,109kwh

なお、使用予定電力量は、令和7年1月～12月の使用実績を参考に、太陽光発電の予定発電量を考慮し、令和8年度の使用予定量（別紙1）を算出したものであり、流入する汚水量や天候、発電量等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 供給場所

鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字高浜1517番地 天神浄化センター

(5) 入札方法

ア 入札は、紙入札による方法で実施する。

イ 入札金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録されている者（営業内容に電力供給に類する内容が登録されている者に限る。）であること。

(3) この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針（平成28年12月14日付第201600115735号）（以下、「環境配慮方針」という。）第5条に定める入札参加資格要件を満たしている者であること。
- (7) 仕様書の4に記載された電気の供給条件を満たすことができる者であること。

3 入札手続等

- (1) 入札に関する問合せ先

〒682-0722 鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字高浜1517番地
公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社 総務班
電話 0858-35-4423
電子メール tottorigesui@t-tenjin.org

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 入札説明書は、令和8年2月2日（月）から同年2月20日（金）までの間に公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社ホームページ（<http://www.t-tenjin.org>）から入手すること。
ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

イ 交付期間及び交付時間

令和8年2月2日（月）から同年2月20日（金）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
の午前9時から午後5時までとする。

ウ 交付場所

（1）同じ

- (3) 郵便等による入札

不可とする。

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時

令和8年3月6日（金）午前10時30分

イ 場 所

（1）同じ（天神浄化センター管理棟 2階小会議室）

4 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を、令和8年2月20日（金）午後5時までに郵送又は持参により3の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。
- (2) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

- (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として仕様書に示す予定契約電力、予定使用電力量及び予定期率に応じた各月電気料金の年間合計金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において

て、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

6 その他

（1）入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

（2）契約書作成の要否

要

（3）落札者の決定方法

本件公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（4）手続における交渉の有無

無

（5）その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 本件については、入札及び開札日において開札は行うが、令和8年3月下旬開催の理事会において、本件調達に係る予算（以下「予算」という。）が成立した時に落札決定をおこなう。また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わないものとする。

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるものほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

（1）調達案件の名称及び数量

天神川流域下水道天神浄化センターで使用する電気の供給

使用予定電力量（高圧による供給期間総計） 3,360,109kwh

なお、使用予定電力量は、令和7年1月～12月の使用実績を参考に、太陽光発電の予定発電量を考慮し、令和8年度の使用予定量（別紙1）を算出したものであり、流入する汚水量や天候、発電量等により変動することがある。

（2）調達案件の仕様

天神川流域下水道天神浄化センターで使用する電気の供給仕様書（以下「仕様書」という。）による。

（3）供給期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（4）供給場所

鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字高浜1517番地 天神浄化センター

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格を有し、その業種区分が他の委託等のその他に登録されている者（営業内容に電力供給に類する内容が登録されている者に限る。）であること。

（3）この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（4）この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

（5）この調達の公告日において電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

（6）鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針（平成28年12月14日付第201600115735号）第5条に定める入札参加資格要件を満たしている者であること。

（7）仕様書の4に記載された電気の供給条件を満たすことができる者であること。

3 落札者の義務

- (1) 一般送配電事業者との間に託送供給等約款に基づく契約を締結すること。
- (2) 一般送配電事業者の託送供給等約款の条項を実施する上で、需要設備に機器等の付加が必要であるときは、自らの負担により行うこと。ただし、一部の機器等について一般送配電事業者が負担して設置する場合は、発注者との協議により行うことができる。

4 契約する者

鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字高浜1517番地
公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社 理事長 田村 満男

5 入札手続等

(1) 入札の手続に関する問合せ先

〒682-0722 鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字高浜1517番地
公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社 総務班
電話 0858-35-4423
電子メール tottorigesui@t-tenjin.org

(2) 入札説明書等の交付方法

ア 入札説明書は、令和8年2月2日（月）から同年2月20日（金）までの間に公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社ホームページ (<http://www.t-tenjin.org>) から入手すること。
ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

イ 交付期間及び交付時間

令和8年2月2日（月）から同年2月20日（金）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
の午前9時から午後5時までとする。

ウ 交付場所

（1）同じ

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時

令和8年3月6日（金）午前10時30分

イ 場 所

（1）同じ （天神浄化センター管理棟 2階第1小会議室）

6 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書（様式第2号）を作成し、電子メールにより5の（1）の場所に令和8年2月10日（火）午後4時までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

（1）の質問については、令和8年2月13日（金）にインターネットホームページ (<http://www.t-tenjin.org/>) によりまとめて閲覧に供する。

7 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、8の事前提出資料を作成の上、令和8年2月20日（金）午後5時までに郵送又は持参により5の（1）の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - (2) 入札者は、（1）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
 - (3) 事前提出資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - (4) 提出された事前提出資料は返却しない。
- また、提出された書類は、公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社情報公開規程第8条第1項に規定する非開示情報を除き、同規程による公文書の開示の対象とするが、提出した者に無断で当該入札以外の用途に使用することはない。
- (5) 提出期限以降における事前提出資料の差替え及び再提出は認めない。

8 事前提出資料

事前提出資料は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

- (1) 入札参加資格確認書（様式第1号）
- (2) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であることを証明する書類の写し
- (3) 鳥取県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書（様式第3号）及び確認資料
- (4) 仕様書の4に記載された電気の供給条件を満たすことが分かる供給体制図等の説明書

9 資格審査について

- (1) 8の事前提出資料を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和8年2月25日（水）までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社理事長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和8年2月27日（金）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社理事長は、説明を求めた者に対して令和8年3月4日（水）までに書面により回答する。

10 入札条件

- (1) 入札は、紙入札による。
- (2) 入札書の記載方法等については、次のとおりとすること。
 - ア 入札書（様式第4号）は、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。なお、封筒には必ず本件調達案件名称及び入札者の商号又は名称を記載すること。
 - イ 入札金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額とし、仕様書に示す予定契約電力、予定使用電力量及び予定期率に応じた各月電気料金の合計金額を記載すること。
なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。
 - ウ 入札書には、入札金額の算定内容を記載した天神川流域下水道天神浄化センターで使用する電気の供給内訳計算書（様式第7号）（以下「内訳計算書」という。）を同封すること。

なお、内訳計算書に基づいて算出した各月の電気料金合計額には、1円未満の端数を切り捨てた額を記載すること。

エ 基本料金単価及び電力量料金単価は、同一月においてそれぞれ单一の価格とする。

オ 電力量料金単価には、燃料費等調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含めないこと。

カ 入札者固有の割引制度が適用できる場合は、その割引額を内訳計算書に記載し、その割引制度及び内訳計算書に記載した割引額の算定方法が分かる書類（任意様式）を内訳計算書と共に提出すること。

なお、割引額算定に当たり、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等に記載のない項目・数値が必要な場合は、6の（1）に示す方法により質問書を提出すること。

（3）入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回とはできない。

（4）代理人をして入札させようとするときは、入札を行うまでに委任状（様式第5号）を5の（4）の場所に提出しなければならない。

（5）委任状及び入札書の宛名は、「公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社 理事長 田村 満男」とする。

（6）再度入札は2回とする（初度入札を含めて3回とする。）。

（7）再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

（8）入札者は、入札書の記載内容をまっ消し、訂正し又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、訂正できない。

（9）入札参加者は、入札執行前及び入札執行中にあっては、いつでも入札を辞退することができる。

ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を持参又は郵送すること。

イ 入札執行中にあっては、入札辞退届を提出すること。

（10）入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

（11）入札後、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

11 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

入札保証金は免除する。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として、仕様書に示す予定契約電力、予定使用電力量及び予定力率に応じた各月電気料金の供給期間合計金額（以下「供給期間見込額」という。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

12 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

（1）本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札

（2）入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者のした入札

- (3) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (4) 委任状のない代理人の入札
- (5) 入札に際し、不正の行為があった者の入札
- (6) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札
- (7) 記名押印のない入札書による入札
- (8) 入札書の金額、氏名、印影その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (9) 内訳計算書が提出されていない入札
- (10) 入札書の「入札金額」と内訳計算書の「入札書記入金額」が一致していない入札

13 落札者の決定方法

本件公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

14 契約書作成の要否

要

なお、契約書に記載する金額は、提出された内訳計算書に記載された基本料金単価及び電力量料金単価とする。

15 手続における交渉の有無

無

16 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税等に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び事前確認資料の内容について、後日事実と反する事が判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として供給期間見込額の 100 分の 10 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア） 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ） 暴力団員を雇用すること。

（ウ） 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ） いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) 11の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第6号）を5の(1)の場所に提出すること。

(6) 本件については、入札及び開札日において開札は行うが、令和8年3月下旬開催の理事会において、本件調達に係る予算（以下「予算」という。）が成立した時に落札決定をおこなう。また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わないものとする。

(様式第1号)

入札参加資格確認書

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社

理事長 田村 満男 様

調達件名：天神川流域下水道天神浄化センターで使用する電気の供給

- 1 当社は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者です。
- 2 当社は、令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が他の委託等のその他に登録され、かつ、その営業内容に電力供給又はそれに類する業務を含んでいます。
- 3 当社は、この調達の公告日から本書提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていません。
また、この調達の開札日までに指名停止措置を受けた場合、入札参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 4 当社は、この調達の公告日から本書提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者ではありません。
また、この調達の開札日までに更生手続開始の申立てを行った、又は再生手続開始の申立てを行った場合には、入札参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 5 当社は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者です。それを証するものは別添のとおりです。
- 6 当社は、「鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針」（平成28年12月14日策定）第5条に定める入札参加資格要件を満たしている者です。それを証するものは別添のとおりです。
- 7 当社は、仕様書の4に記載された電気の供給条件を満たすことができる者です。その説明資料は別添のとおりです。

上記のとおり相違ないことを誓約し、入札への参加を申請します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

印

(作成責任者)

所属・職・氏名

電話番号

FAX番号

電子メールアドレス

(様式第2号)

令和 年 月 日

質問書

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社

理事長 田村 満男 様

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の職・氏名)

担当者部署

担当者氏名

電 話

F A X

電子メール

「天神川流域下水道天神浄化センターで使用する電気の供給」に係る下記事項について質問します。

記

【質問事項1】

【質問事項2】

【質問事項3】

(様式第3号)

令和 年 月 日

鳥取県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社

理事長 田村 満男 様

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

下記の報告内容に相違ないことを誓約します。

1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
① ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④ その他()	

2 令和5年度の状況

基本項目	自社の数値	点数
① 令和5年度の1kWhあたりの二酸化炭素排出係数(単位:kg-CO ₂ /kWh)		
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況		
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況		
加点項目	取組の有無	点数
④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出、利用の取組		
①～④の合計点数		

注1 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定期間(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2 2の「自社の基準値」及び「点数」は、別紙「鳥取県電力の調達に係る環境配慮評価基準」に基づき算出した値を記載すること。

注3 1の開示方法(又は事業開始日及び開示予定期間)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札参加資格適合者とする。

注4 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

(様式第4号)

入札書(第回)

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社
理事長 田村 満男 様

鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)、仕様書、現場等を熟観の上、次のとおり入札します。

令和 年 月 日

入札者 住 所

商号又は名称

代表者 氏名

印

(代理人をして入札を行う場合)

代理人 住 所

氏 名

印

調達件名	天神川流域下水道天神浄化センターで使用する電気の供給	
供給場所	鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字高浜 1517 番地 天神浄化センター	
供給期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	
入札金額	金 円	

(注1) 代理人をして入札を行う場合は、入札者欄と併せて代理人欄を記載すること。その際、入札者欄の印影は不要とする。

(注2) 入札金額は消費税及び地方消費税を含む額とし、見積金額算定内容を記載した天神川流域下水道天神浄化センターで使用する電気の供給内訳計算書(様式第7号)の(K)欄の入札書記入金額を記入すること。

(注3) 入札金額は、算用数字で記載すること。

(様式第5号)

委任状

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社

理事長 田村 満男 様

私は、住所 氏名 を代理人と
定め、次の案件に関する一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

委任者 住所 所

商号又は名称

代表者 氏名

印

受任者 住所 所

氏名

件名	天神川流域下水道天神浄化センターで使用する電気の供給
供給場所	鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字高浜 1517 番地 天神浄化センター

(注意) 契約保証金の免除を希望する落札者は、この書類（様式第6号）を落札決定後速やかに提出してください。

（様式第6号）

契約保証金免除申請書

令和 年 月 日

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社

理事長 田村 満男 様

（申請者）

住所

商号又は名称

役職及び氏名

印

（この申請に係る担当者及び連絡先）

所属・職・氏名

電話番号

ファクシミリ

電子メールアドレス

令和8年2月2日付けで公告のあった下記案件の契約に係る契約保証金について、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第112条第4項の規定により契約保証金の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 調達件名 天神川流域下水道天神浄化センターで使用する電気の供給

注1 申請者は、案件の契約を行う者（代表者又は代表者から契約の権限の委任を受けた者）とすること。

注2 保険会社との間に履行保証保険契約を締結している場合は、当該履行保証保険契約に係る保険証券（写し不可）を添付すること。

注3 国、地方公共団体その他の法人との契約に係る実績については、その実績（過去2年間に履行した実績に限る。）を証するもの（契約書写し等）を添付すること。

天神川流域下水道天神浄化センターで使用する電気の供給内訳計算書

商号又は名称

代表者氏名

	基本料金					電力量料金			固有の割引額 [円]	電気料金合計 [円]
	予定契約電力 [kW]	基本料金 単価 [円/kW]	力率 割引率	固有の割引額	金額 [円]	予定使用 電力量 [kWh]	電力量 料金単価 [円/kW]	金額 [円]		
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)=A×B×C-D	(F)	(G)	(H)=F×G	(I)	(J)=E+H-I
4月	870				0.00	248,186		0.00		0
5月	870				0.00	249,007		0.00		0
6月	870				0.00	257,808		0.00		0
7月	870				0.00	299,026		0.00		0
8月	870				0.00	326,045		0.00		0
9月	870				0.00	312,199		0.00		0
10月	870				0.00	284,321		0.00		0
11月	870				0.00	260,909		0.00		0
12月	870				0.00	295,992		0.00		0
1月	870				0.00	294,007		0.00		0
2月	870				0.00	262,780		0.00		0
3月	870				0.00	269,829		0.00		0
合計					3,360,109				年間合計金額(K)	0

1 記載する各単価、割引額等金額には、消費税及び地方消費税相当額を含む金額を記入すること。

2 基本料金単価及び電力量料金単価は、同一月においてそれぞれ单一の価格とし、電力量料金単価には燃料費等調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まれないものとする。

3 力率による割引制度がある場合は、力率割引率(C)欄にその割引に相当する乗数を記載すること（例：15%割引されるのであれば0.85と記載し、割引がない場合は1と記載すること。）。

4 契約電力に関する割引制度（長期契約等）がある場合は、固有の割引額(D)欄にその割引に相当する金額を記載し、その割引制度及び記載した割引額の算定方法がわかる書類（任意様式）を添付すること。

5 固有の割引額(I)欄には、入札者固有の割引制度が適用できる場合（基本料金における割引制度(D)欄を除く。）に、その金額を記載し、その割引制度及び記載した割引額の算定方法がわかる書類（任意様式）を添付すること。

6 基本料金金額(E)欄及び電力量料金金額(H)欄は、小数点第2位まで記載することとし、小数点第3位以下については、入札者ごとの電気料金算定基準に則り、切り上げ又は切り捨てを行うこと。

7 各月の電気料金合計(J)欄には、1円未満の端数を切り捨てた金額を記載すること。

8 年間合計金額(K)欄には、各月の電気料金を合計した金額を記載することとし、この金額を入札書に記載すること。

9 月表示は使用月を示す。

天神川流域下水道天神浄化センターで使用する電気の供給仕様書

1 供給場所

鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字高浜1517番地
天神川流域下水道天神浄化センター

2 供給期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 天神浄化センターの仕様

1) 電気方式等

ア 電気方式	交流 3相 3線式
イ 電 壓	6, 000 V
ウ 周 波 数	60 Hz
エ 非常用自家発電設備	有り (系統連系なし)
オ 太陽光発電設備	有り (系統連系なし)
カ 予備線供給	無し

2) 契約電力等

ア 予定契約電力 870 kW

イ 予定使用電力量（2に示す供給期間）

3, 360, 109 kWh

(内訳)

夏季使用電力量 937, 270 kWh

その他季使用電力量 2, 422, 839 kWh

ウ 予定期率 100%

3) 季節の区分

ア 夏 季：7月1日から9月30日までの期間

イ その他季：ア以外の期間

4) 電力量の検針

毎月末日の午前0時での自動検針

5) 需給地点

天神浄化センター敷地内の構内引込柱

6) 保安責任分界点

需給地点に同じ

7) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

8) 力率保持

力率保持のため力率調整装置を設置している。

4 供給条件

（1）電気の安定供給

3の（1）及び（2）に示す電気を供給開始日から安定的及び継続的に供給すること。

(2) 障害発生時の対応

障害等が発生した場合には迅速に対応できる態勢を構築すること。

(3) 託送供給等約款等の遵守

- ア 一般送配電事業者の託送供給等約款に基づく契約を締結すること。
- イ 一般送配電事業者の託送供給等約款の条項を実施するうえで、需要設備に機器等の付加が必要であるときは、自らの負担により行うこと。ただし、一部の機器等について一般送配電事業者が負担して設置する場合は、発注者と協議により行うことができる。
なお、機器等の付加に伴う作業は、原則無停電状態で行うものとし、供給期間の開始日に間に合うよう行うこと。

(4) その他

その他定めのない供給条件等については、受注者が定める契約要綱等によるものとする。

5 契約後の提出書類

一般配送電事業者と託送供給等約款に基づく契約を行ったことを示す書類の写しを、契約後速やかに発注者に提出すること。

6 契約電力の変更

契約電力を変更する必要があるときは、協議の上、変更することができる。

7 使用電力量の増減

使用電力量は、3の(2)イの予定使用電力量を上回り又は下回ることができる。

8 割引制度

受注者固有の割引制度が適用できる場合は、必ず適用すること。

9 料金単価の変更

- (1) 基本料金単価及び電力量料金単価は、原則変更しないが、市場価格の変動や全国一律の単価変更等により、契約金額が適正価格から著しく逸脱した場合は、双方協議の上、変更することができる。
- (2) みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則(平成28年経済産業省令第23号)に定める燃料費調整制度に準じた燃料費等調整を行う場合は、受注者からの文書による通知をもって単価を定めることができるが、鳥取県管内の旧一般電気事業者が定める燃料費等調整制度により算定された額を超えない範囲とする。ただし、発注者は当該通知を受け取った日から10日以内に異議を申し立てた場合は、この限りでない。
- (3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー特別措置法」という。)に基づく再生可能エネルギー発電促進付加金を設定する場合は、経済産業大臣が定めた経済産業省告示に基づき定める単価とし、受注者からの文書による通知をもって単価を定めることができる。ただし、発注者は当該等通知を受け取った日から10日以内に異議を申し立てた場合は、この限りでない。単価を変更する場合も同様とする。

1 0 供給期間中における電気料金の算出方法（1月当たり）

支払金額=①基本料金+②電力量料金-③受注者固有の割引額

±④燃料費等調整額+⑤再生可能エネルギー発電促進賦課金

(支払金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)

①基本料金=契約電力×基本料金単価×力率割引

②電力量料金=当該月の使用電力量×当該月の電力量料金単価

③受注者固有の割引額=受注者の定める計算方式

④燃料費等調整額=当該月の使用電力量×±当該月の燃料費等調整単価

ただし、燃料費等調整単価は、鳥取県管内の旧一般電気事業者が定める燃料費等調整制度により算定された額を超えない範囲とする。

⑤再生可能エネルギー発電促進賦課金=当該月の使用電力量×再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

(上記の各単価には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。)

1 1 契約電力を超過した際の超過金

供給期間中の各月において、当該月の最大需要電力がその月の契約電力を超過した場合、最大需要電力からその月の契約電力を差し引いた需要電力（以下「超過電力」という。）に対して、超過金を徴することができる。ただし、超過金は、10の①に基づき計算した超過電力分の基本料金の1.5倍以下とする。

1 2 その他

契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとする。

また、使用電力量及び力率の単位は、1キロワット時及び1パーセントとする。

1 3 料金の支払

(1) 受注者は毎月の検針値に基づき、10の算出方法により算定した金額を発注者に通知する。

(2) 発注者は、その通知に基づき、電気料金分割依頼書（以下「分割依頼書」という。）を作成し、受注者へ通知する。なお、分割依頼書を作成するに当たり、電気使用量及び支払額が分かることを提出すること。

(3) 受注者は、分割依頼書の内容を精査し、支払金額を請求するものとする。

支払方法については、納付書によるものとする。

〈参考〉

現在の電力供給者名

中国電力株式会社

別紙 1 令和8年度各月の使用予定電力量

	予 定 契約電力 [kW]	使 用 予 定 電 力 量 [kWh]	予 定 力 率 [%]
4月	870	248,186	100
5月	870	249,007	100
6月	870	257,808	100
7月	870	299,026	100
8月	870	326,045	100
9月	870	312,199	100
10月	870	284,321	100
11月	870	260,909	100
12月	870	295,992	100
1月	870	294,007	100
2月	870	262,780	100
3月	870	269,829	100
年間合計		3,360,109	

月表示は、使用月を示す。

夏季 937,270 kWh

その他 2,422,839 kWh

鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針

(目的)

第1条 本方針は、環境にやさしい県庁率先行動計画に基づき、本県が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本方針における「環境に配慮した電力調達契約」とは、本県が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、「環境配慮評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

(対象)

第3条 本方針は、本県が競争入札により電力を調達する際に適用する。

(評価項目)

第4条 本方針における「環境配慮評価項目」は、次のとおりとする。

(1) 基本項目

- ア 二酸化炭素排出係数
- イ 未利用エネルギーの活用状況
- ウ 再生可能エネルギーの導入状況

(2) 加点項目

- ア 需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なディマンド・リスポンスの取組
- イ 地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組

(入札参加資格の要件)

第5条 本方針における入札参加資格要件は、次のとおりとする。

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示しており、かつ、前条に定める基本項目を、別紙「鳥取県電力の調達に係る環境配慮評価基準(以下「評価基準」という。)」により算定した基本項目の合計が70点以上の電気事業者が入札参加資格を有するものとする。

ただし、基本項目による評価の結果が70点に満たない場合には、基本項目の得点に加点項目の得点を加算した合計が70点以上であることとする。

(評価)

第6条 本方針が適用される電力調達契約の入札に参加を希望する小売電気事業者は、第4条に定める評価項目について、別紙評価基準により評価点を算出の上、別添様式1に記載し、入札毎に定める期限までに他の入札資格に適合することを証明する書類とともに、入札参加資格審査申請書類提出先に提出するものとする。

2 電力調達の発注所属長は、電気事業者から提出された様式1の内容を確認し、その評価点を判定する。

(事務処理)

第7条 本方針に係る事務処理等は、発注所属において行うものとする。

附則

1 この方針は、平成28年12月14日から施行する。

附則

1 この方針は、令和6年8月6日から施行し、令和6年9月1日以降に公告する電力調達から適用する。

別紙

鳥取県電力の調達に係る環境配慮評価基準

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※1)しており、かつ下記配点表の基本項目の得点の合計が70点以上であること。基本項目の得点の合計が70点に満たない場合には、基本項目の得点に加点項目の得点を加算した合計が70点以上であること。

配点表

	要 素	区 分	得 点
基 本 項 目	①令和5年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (単位:kg-CO ₂ /kWh) (※2)	0.000 以上	0.450 未満 70
		0.450 以上	0.475 未満 65
		0.475 以上	0.500 未満 60
		0.500 以上	0.520 未満 55
		0.520 以上	0
基 本 項 目	②令和5年度の未利用エネルギー活用状況 (※3)	0.675 %以上	10
		0 %超 0.675 %未満	5
		活用していない	0
加 点 項 目	③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況 (※4)	15.00 %以上	20
		8.00 %以上 15.00 %未満	15
		3.00 %以上 8.00 %未満	10
		0 %超 3.00 %未満	5
		活用していない	0
加 点 項 目	④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出、利用の取組 (※5)	取り組んでいる	5
		取り組んでいない	0

※1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(令和7年3月改定)に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(参入から1年以内)であって、電源構成等の情報を開示していない者は、参入日及び開示予定期を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

※2 「令和5年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。

地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和5年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。なお、公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。

※3 令和5年度における未利用エネルギーの活用状況は以下の算定式による。

$$(算定式) \text{令和5年度の未利用エネルギーの活用状況} (\%) = \textcircled{1} \div \textcircled{2} \times 100$$

① 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh)

② 令和5年度の供給電力量(需要端) (kWh)

注1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

(1)未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

(2)未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

注2 未利用エネルギーとは、発電に利用した後に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。

(1)工場等の廃熱又は排圧

(2)廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)(以下「FIT法」という。)第二条第3項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)

(3)高炉ガス又は副生ガス

注3 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

注4 令和5年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※4 再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式による。

(算定式)令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = (①+②+③+④+⑤) ÷ ⑥ × 100

- ① 令和5年度に自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量(送電端(kWh))
- ② グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書(電力)の量(kWh)
- ③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)
- ④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量(kWh)
- ⑥ 令和5年度の供給電力量(需要端)(kWh)

注1 再生可能エネルギー電気とは、FIT法第二条第3項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)

注2 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)は、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。

注3 令和5年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※5 省エネに係る情報提供、簡易的DR(ディマンド・リスポンス)の取組及び地域における再エネの創出・利用の取組について、需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。

(具体的な評価内容)

- ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること
- ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。